

ILO 海事労働条約と船員保険福祉施設について

◆ 2006年海事労働条約

【本文】

第4条（抜粋） 1

- 4 すべての船員は、健康の保護、医療、福祉上の措置その他の形態の社会的な保護についての権利を有する。

【規則】

第4. 4規則 陸上の福祉施設の利用

目的 船内で労働する船員が健康及び福祉を確保するため陸上の施設及びサービスを利用することができることを確保すること。

- 1 加盟国は、陸上の福祉施設が存在する場合には、容易に利用することができることを確保するものとし、港に停泊する船舶の船員に適切な福祉施設及び福祉サービスの利用を提供するため、指定された港において、規範に掲げるような福祉施設の開発を促進する。
- 2 福祉、文化、娯楽及び情報のための施設及びサービス等の陸上にある施設に関する加盟国の責任は、規範に定める。

【第4. 4基準（規範A）】 陸上の福祉施設の利用（抜粋）

- 1 略
- 2 加盟国は、自国の適当な港における福祉施設の開発を促進し、並びに関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議の上、どの港が適当であると認められるべきかを決定する。
- 3 加盟国は、海運業における技術、運航その他の進歩から生ずる船員の必要性の変化に照らして、これらが適切なものであることを確保するため、福祉施設及び福祉サービスを定期的に検討する厚生委員会の設置を奨励する。

【第4. 4 ガイドライン（規範B）】 陸上の福祉施設の利用（抜粋）

○ 第4. 4. 1 ガイドライン（規範B） 加盟国の責任

1 加盟国は、次のことを行うべきである。

(a) 指定された寄港地において船員のために適切な福祉施設及び福祉サービスが提供され、並びに職務遂行に当たり適切な保護が提供されることを確保するための措置をとること。

(b) 略

2～4 略

○ 第4. 4. 2 ガイドライン（規範B） 港における福祉施設及び福祉サービス（抜粋）

1 加盟国は、当該国の適当な港湾において、必要な福祉施設及び福祉サービスの提供を行い、又はこれらを確保すべきである。

2 福祉施設及び福祉サービスは、国内事情及び国内慣行に従い、次の一又は二以上の機関が提供すべきである。

(a) 公の機関

(b) 団体交渉協約その他の合意された協定に基づく関係する船舶所有者団体及び船員団体

(c) 任意の団体

3 略

4 これらの施設は、一般に使用するために設計された施設を船員の必要に応じ利用することによって提供することができる。

5 略

6 船員に適するホテル又はホステルは、船員が必要とする場所で利用可能とすべきである。それらは、良好な等級のホテルと同等の施設を備えるべきであり、また、ドックの至近距離から離れた可能な限り良好な環境に置くべきである。これらのホテル及びホステルは、適切に監督され、及び価格は妥当な金額であり、並びに必要及び可能な場合には、船員の家族を収容する設備を設けるべきである。

7、8 略

○ 第4.4.3 に関するガイドライン（規範B） 厚生委員会 略

○ 第4.4.4 ガイドライン（規範B） 福祉施設の資金調達（抜粋）

1 港湾福祉施設に対する資金上の支援は、国内事情及び国内慣行に従い、次の一又は二以上のものによって供与されるべきである。

(a) 公の資金からの補助金

(b) 海運の資金からの課徴金その他の特別な賦課金

(c) 船舶所有者、船員又はこれらの団体からの任意の拠出金

(d) その他の財源からの任意の拠出金

2 略

○ 第4.4.5 ガイドライン（規範B） 情報の提供及び簡易化のための措置

○ 第4.4.6 ガイドライン（規範B） 外国の港における船員

} 略

◆ ILO 海事労働条約国内法制化勉強会中間取りまとめ（平成19年2月27日）（抜粋）

5. 第四章（健康保護、医療、福祉及び社会保障による保護）

(4) 陸上の社会福祉施設の利用（規則4.4）

本条約においては、福祉施設が存在する場合において、全ての船員が利用可能であることを求めており、当該要件を満たす施設として、船員保険の福祉事業として運営されている施設とともに、日本船員厚生協会等の民間が運営する施設等が存在している。なお、今後、船員保険運営懇談会の報告書に基づく措置が実施されたとしても本条約の担保に特段の問題は発生しない。